

## 役員等の報酬等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人地域精神保健福祉会（以下、「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報 酬)

第3条 役員等が理事会及びその他の会議に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

2 前項の規定は、職員である理事には適用しない。

第4条 公認会計士の資格を保有する、又は同等の知見を有する監事には、年間50,000円を限度として支給することができる。

### (費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため市外等遠隔地に出張した場合は、旅費を支給することができる。

### (支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

### (補 則)

第9条 この規定に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定

める。

#### 附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

## 評議員の報酬等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人地域精神保健福祉会(以下、「法人」という。)の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

### (報 酬)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

### (支給方法)

第3条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところのより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公 表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

### 附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。